令和　　年　　月　　日

大　牟　田　市　長　様

　　 　 　申込者　　住　　所

名　　称

代表者名

誓　　　　　　約　　　　　　書

　今般、自動販売機設置場所の貸付けに係る条件付き一般競争入札に参加するに当たって、下記事項について、誓約のうえ、入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、当該事実に関し貴市が行う一切の措置について一切異議、苦情の申し立てを行いません。

また、入札参加資格の確認のため、貴市が警察等に照会することについて承諾します。

記

１．私は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者ではありません。

２．私は、政令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、３年を限度として市長が定める期間を経過していない者又はこれらの者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者ではありません。

３．私は、自動販売機の設置、運営に関する事業を、この公告の日の属する事業年度の３事業年度前から継続して運営しています。

４．私は次のいずれかに該当する者です。

(1)市内に本店、支店若しくは営業所を有している法人又は市内で事業を営んでいる者。

(2) この公告の日において、自動販売機の設置及び運営に関する事業を本市の施設で１年間継続して行っている者。

(3) 本市の市税を滞納していない者。

５．私は、次のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

(2) 暴力団員が実質的に運営している者

(3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

(4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

６．私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

(1) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴市に認められること。

(2) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。

７．私は、入札参加にあたっては、自動販売機設置者募集要項、告示書及び市有財産賃貸借契約書（見本）など

すべて承知の上、参加します。

※　法令については、裏面をご覧ください。

|  |
| --- |
| ○地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）より抜粋  （一般競争入札の参加者の資格）  第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。  (1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  (2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  (3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者  ２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  (1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。  (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。  (3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。  (4)　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。  (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。  (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。  (7) この項(この号を除く)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。  ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号）より一部抜粋  （定義）  第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (2)　暴力団  その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。  (6) 暴力団員  　 暴力団の構成員をいう。  （国及び地方公共団体の責務）  第３２条　国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。  (1）指定暴力団員  (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）  (3）法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの  (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。） |